

第5章 計画の推進に当たって

計画に盛り込んだ施策の中には、具体的な場所や内容を示したものから、施策の具体化に向けて検討すべきものまで、様々な段階のものがあります。

計画を実現するためには、市民や*NPO、企業等と市との間にパートナーシップを築くことや、関連制度の充実などに取り組む必要があります。

次の事項にも留意し、長期的な視点に立って、実施可能なものから段階的かつ着実に取り組んでいきます。

1 市民とのパートナーシップの構築

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、市域の大半を占める民有地の緑化や民有緑地の保全を図ることが重要であり、緑のまちづくりに対する市民の理解と協力が不可欠です。

個々の市民や企業、地域団体、緑のボランティアグループ、土地所有者など幅広い力を結集して市民による緑のまちづくりを進めるため、普及啓発の強化や参加機会の増加を図ります。また、地域の実情に即して事業を進めるため、市民や*NPO、企業等と市が対等な立場で協議する運営委員会を設けるなど、市民との間にパートナーシップを築きます。

地域団体の活動状況などの把握に努めるとともに、市民からの協議や相談などに機敏に対応するための体制を充実します。

2 施策の進め方

- (1) この基本計画に基づいて、市民や*NPO、企業、市などの各主体が実効性のある緑のまちづくりを具体的に推進していくため、財政状況との整合性を図り、推進計画を策定します。
- (2) 推進計画については、数値目標の設定と進行管理に努め、事業の実施状況や問題点の把握、改善などを的確に行います。
- (3) 新たな施策などの実施に当たっては、必要に応じ試行的な取組を実施し、その成果を踏まえ、全市的な展開を図ることにします。その際、必要に応じガイドラインなどの作成にも努めます。
- (4) 緑のまちづくりを推進するための新たな財源確保の仕組みづくりや緑化推進のインセンティブとなる仕組みづくりなど、新たな制度の創設に向けた検討を進め、運用可能なものから実施します。
- (5) 施策全般について、市民への周知を図り、意見反映を行いつつ進めます。

3 広域的な取組の推進

緑は、ややもすると市域の緑だけに目が向きがちになります。しかし、緑は河川流域のように広域的なつながりの中で存在しており、市民が緑にふれるための行動範囲も市域から市域外へと拡大しています。

こうした緑の役割である環境の保全や生物多様性の確保などを図るためには、本市と周辺市町等が連携した広域的な取組が不可欠です。特に、水源かん養の観点では、本市の主要水源である太田川の上流域は豊富な森林地帯となっていることから、山間部における森林の保全に対して都市側が協力や支援を行うなど、太田川流域の市町等との連携を強化し、広域的な取組を推進します。

4 *ICTなどを活用した緑の現状や事業の進捗に関する情報の提供

効果的な緑の施策の展開や緑のまちづくりに対する市民や*NPO、企業等の意識を高める

ため、緑の現状を示す自然的環境の調査結果や緑に関するイベント情報、計画に掲げた施策の進捗状況について、*ICTなどを活用し、市民や*NPO、企業等に情報を提供します。

5 行政組織における連携の強化

市の行政組織において、緑を扱う部局は多岐にわたっています。緑地保全事業や公園整備事業など深く緑にかかわる部局のほか、道路などの公共施設を整備する段階で緑にかかわる部局もあります。また、区役所においては、第5次広島市基本計画の区の計画で定めた区の将来像を実現するための施策の一つである「魅力向上プロジェクト」(区民と行政が協働し、各区の地域特性や自然環境、歴史などの地域資源を生かしながら、個性豊かで魅力ある地域づくりを進める事業)として、緑に関係する事業(表-2参照)に取り組むことにしています。

これらの事業を総合的・計画的に実施するため、部局間の連携を強化するとともに、事業の効果的展開を図るため、国、県さらには公的な機関等との連携にも努めます。

表-2 各区の魅力向上プロジェクト(全41事業のうち、緑に関係の深い事業を抽出しています。)

区名	魅力向上プロジェクト	実現される区の将来像
中区	1 街なかにぎわいづくり事業	多彩な人・もの・情報が行き交うまち
	2 歩いて楽しめる空間づくり事業	身近な自然と歴史・文化が息づくうるおいのあるまち
東区	3 緑と水のうるおいのあるまちづくり事業	自然と人がやさしく共生するやすらぎのまち
	4 エコライフ環境づくり事業	
南区	5 環境にやさしいまちづくり事業	豊かな自然を愛し、環境を大切にするまち
西区	6 美しい自然にふれる体験事業	海・山・川の自然や歴史・文化にふれることのできるうるおいのまち
	7 出会いと交流のにぎわいづくり事業	様々な人が集い、交流する、楽しさあふれるにぎわいのあるまち
	8 環境を大切にする人づくり事業	一人一人が行動し、人にやさしい環境を未来に引き継ぐ美しいまち
安佐南区	9 つながりとふれあいの安心まちづくり事業	人と人のつながりを大切にし、笑顔と安心をつくり出すまち
	10 土と緑の贈りもの活用事業	土と緑に親しみ、自然の恵みと環境を大切にするまち
安佐北区	11 ふるさとの自然発見事業	自然をはぐくむ、うるおいのあるまち
	12 実りの里づくり事業	みどりの恵みが実るまち
安芸区	13 自然にふれるやすらぎの空間づくり事業	豊かな自然と共存したやすらぎのまち
佐伯区	14 お宝ネットワーク事業	海・川・山、いで湯や歴史・文化を生かしたまち
	15 生き活き交流事業	人が集い交流する、うるおいのある元気なまち

用語の解説

【あ】

ICT

情報通信技術のこと。同義語として、IT（Information Technologyの略）があるが、本市では、情報通信技術の利活用を推進する上で、コミュニケーションの重要性を明確にするため、コミュニケーション（Communication）の頭文字Cが入った「ICT」を使用している。

【い】

一団地の総合的設
計制度

建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上の敷地で形成されている一団地内に一又は二以上の建築物を総合的設計によって建築する場合に、安全上、防火上、衛生上支障がないと認めるものについては、接道義務、容積率制限、斜線制限、日影制限等の規定を、同一敷地内にあるものとみなして適用し、一体的、協調的な建築計画を推進する制度

【え】

NPO

継続的、自発的にボランティア活動などの社会貢献活動に取り組む民間の非営利活動組織の総称のこと。NPOとは、Non-Profit Organizationの略語である。

【か】

環境影響評価制度

開発事業等を行う場合に環境を保全する措置を検討するため、事業の実施が及ぼす影響を事前に調査・予測・評価する制度

【き】

郷土樹種

その土地において自生している樹種及びその土地の潜在自然植生を構成している樹種

居住環境

住宅の規模や老朽度、通風、採光、敷地の緑化、密集の状況等住宅そのものの環境に加え、景観や街並み、コミュニティなどを含めた身近な環境のこと。

【け】

景観協議制度

良好な景観の形成上配慮が必要な地区等において建築物等の形態意匠等に関する必要な基準をあらかじめ定め、建築工事等の計画段階で、建築主等と本市が協議する制度

景観計画

景観法第8条の規定に基づき策定する計画。景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針や建築物等の形態意匠の制限、高さの最高限度など良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を盛り込むもの

建築協定

一定の区域内の土地の所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどの基準を定め「建築協定」として締結することで自分たちのまちづくりができる制度

原爆ドームを頂点として中央を貫く軸線上の見通し

平和記念公園南端の平和大通りから、平和記念資料館本館のピロティと広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）を経て原爆ドームにつながる景観上の見通しのこと。平和記念資料館本館、広島平和都市記念碑（原爆死没者慰霊碑）及び原爆ドームは、平和記念公園の中心軸として、南北一線上に配置されている。

【こ】

公園施設の長寿命化計画

都市公園における公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的とした計画

コンテンツ

放送やインターネット等のネットワークにより提供される情報の内容

【さ】

里山あーと村

広島市安芸区阿戸町にある市有林と阿戸の農、自然、歴史、生活文化などの資源を活用して、地域住民と都市住民が交流しながら、市民に豊かな里山体験の場を提供すると同時に、里山を再生し、阿戸町の地域づくりを目的にし、地元、参加市民、行政による運営協議会方式で活動している組織

里山整備士

広島市が認定する里山の再生・整備の指導者のこと。
森林ボランティア団体での里山の再生・整備の活動実績が3年以上で、同団体からの推薦のある人を対象に、2年間の研修（1年目：基礎研修、2年目：実地研修）を行って養成している。
里山整備士は、地域住民との協働で身近にある里山の再生に取り組んでいる。

【し】

市街化区域

都市計画法に基づき、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域

市政出前講座

本市職員が、地域に出向き、本市の施策や制度、事業などを説明する講座

指定管理者制度

民間法人その他の団体を指定し、地方公共団体の公の施設の管理を代行させる地方自治法上の制度

市民菜園

遊休農地等を活用した貸し農園。農地所有者が開園する。1区画が10～16.5㎡（3～5坪）程度のものをいう。

市民体験農園

市民が手軽に野菜づくりを体験することができるように、指導者がいる農園で、入園者は、指導者の栽培指導を受けながら、タネまきから収穫までの農作業を体験できる。

市民農園

本市が整備した貸し農園。1区画の種類は25㎡、50㎡、100㎡程度と需要に応じて複数あり、おおむね100区画が集合したものをいう。給水設備、休憩所等を備えている。

循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わる概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分することが徹底された社会
森林ボランティア	市民参加の森林づくりのリーダーとなるボランティア。本市は、森林の手入れに関する基礎知識と技術の習得を目的とした養成講座の修了者を「もりメイト」として認定している。
【そ】	
総合設計制度	敷地面積が一定規模以上あり、一定割合以上の空地を有する建築物で、市街地環境の改善に役立つものについて、容積率や高さ制限が緩和される制度
【た】	
第1次から第3次までの緑化運動	本市がこれまでに展開した昭和30年（1955年）代の「供木運動」を中心とする第1次緑化運動、昭和50年（1975年）代の市民総ぐるみの緑化事業の展開を呼びかけた「緑化宣言」に始まる第2次緑化運動、平成9年（1997年）の第14回全国都市緑化ひろしまフェア「グリーンフェスタひろしま'97」を中心的事業とする第3次緑化運動のこと
【ち】	
地球温暖化	人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象
地区計画制度	地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物等に関するきめ細かなルールと生活道路や公園などの公共施設に関する計画を一体的に地区レベルの都市計画として定める制度
中山間地域等直接支払制度	農業生産の不利な中山間地域等を対象として、農業生産不利を補正する直接支払（交付金の交付）を実施し、適正な農業生産活動等の維持を通じ、水源かん養や洪水の防止などの機能の維持発揮を図る制度
【て】	
デルタ市街地	太田川河口のデルタ（三角州）に形成された市街地
電子申請	申請、届出等の手続をインターネットを利用して行うこと。
【と】	
特別緑地保全地区	貴重な野生生物の生息域を内包することなどから、都市緑地法に基づき、特に保全が必要な緑地として指定する地区。指定地区では、建築行為等一定の行為を行うに当たって許可が必要となる。
【は】	
バリアフリー	高齢者、障害者等が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くこと。

【ひ】

ヒートアイランド現象

空調機器や自動車などから排出される人工排熱の増加や、地表面の人工化（道路舗装、建築物などの増加による）によって都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象

ひろしま市民活動支援総合情報システム

生涯学習やまちづくりボランティア、芸術・文化、スポーツ・レクリエーションなどの市民活動に関する情報を掲載するホームページ。様々な活動に利用できる施設の情報や活動中の団体・サークル情報、講座・研修会の開催やイベント情報などを掲載するほか、「メールマガジン」や市民・団体同士が直接情報交換できる「掲示板」もある。

【ふ】

ふれあい樹林制度

デルタ市街地とその周辺にある良好な自然環境を形成している民有緑地のうち、積極的に保全すべきものを対象として、本市、土地所有者及びボランティア等との間で協定を締結し、緑地の保全を図る制度

【へ】

平和を象徴する樹木

昭和32年（1957年）から昭和33年（1958年）の2年間にわたって、広島県下に樹木の提供を呼びかけた「供木運動」により植えられた樹木のこと。「広島の地を永遠の緑でおおわれた平和郷に」と呼びかけ、県内各地の市町村などから、約6千本の木々が寄せられた。

【ほ】

保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、本市が指定した樹木や樹林

【み】

「水の都ひろしま」構想

市街地を流れる6本の川と瀬戸内海を都市づくりの重要な資源ととらえ、これらを生かした各種取組等を掲げた構想。平成15年（2003年）1月に、市民と行政（国・県・市）の協働により策定した。

「水の都ひろしま」構想における四つのモデル地区

水の都づくりに戦略的に取り組むために、水の都の推進にとって効果が高く、可能性も高い地区をモデル地区として設定し、実験的な取り組みを進めている。

（モデル地区の位置は、9頁の図－3 平和の緑軸構想図を参照）

身近な公園再生事業

既存の身近な公園について、地域住民が主体となって独自の施設づくりや利用の新たなルールづくりなどを行い、地域に愛されはぐくまれる公園として再生する取組

緑のカーテン

アサガオやゴーヤ、ヘチマなどのつる性植物を育て、ベランダや窓、壁をカーテンのように覆ったもの

みどりの里親制度

子どもたちの森林への親近感を醸成するため、自分で拾った種子の植え付け指導と里親登録を行い、子どもたちが苗木の「里親」として、苗木を家庭で育成し、再び山へ戻すまでの一連の作業をサポートする制度

民有地緑化ガイドライン 建築物の屋上や壁面を含めた民有地の緑化に関する技術的な留意事項、本市の緑化に関する制度等を取りまとめたもの

【り】

緑化施設整備計画認定制度 都市の緑化を推進するため、建築物の屋上、空地その他の敷地内の緑化施設の整備に関する計画（緑化施設整備計画）を認定し、固定資産税の軽減措置等により施設設置者の取組を支援する制度

緑地協定 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者などの全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定

緑地保全地域 都市緑地法に基づき、宅地開発等により消滅の可能性がある緑地の保全を行うために指定する地域。指定地域では、建築行為等一定の行為について届出が必要となる。

【れ】

連担建築物設計制度 複数敷地により構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなして、建築規制を適用する制度

【わ】

ワークショップ方式 まちづくりのプラン作成などにおいて、専門家の助言を受けながら、住民などの参加者が共同作業を行う手法